

協定項目番号	25 - 15	勤労者・消費者関連事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 釧路市、白糠町の勤労者施設</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 雇用促進・安定対策</p> <p>(2) 季節労働者対策</p> <p style="padding-left: 40px;">現行を引き継ぎ、冬季技能講習への講師派遣など国の動向に応じた側面支援を行なう。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 消費者教育・啓発推進</p> <p style="padding-left: 40px;">釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進。</p> <p>(2) 雇用労働相談</p> <p>(3) 職業訓練センター及び職業訓練校への補助など「職業能力開発促進」</p>		